

平成 21 年 12 月 28 日
社会保険庁運営部
年金保険課適用・徴収対策室
(担当・内線) 課長補佐 渡辺(3607)
課長補佐 今野(3603)
(代表電話) 03(5253)1111
(ダイヤルイン) 03(3595)2796

報道関係者 各位

延滞金の徴収漏れ事案に関する職員調査の結果について

標記について、別添のとおり公表します。

延滞金の徴収漏れ事案に関する職員調査の結果について

1. 調査の目的

平成 19 年 8 月 10 日及び平成 19 年 12 月 26 日に公表した厚生年金保険料等の延滞金の徴収漏れ事案にかかわった可能性のある職員等に対して、不適正な差押えのオンライン入力処理への関与の有無及び処理の経過等について調査を実施。

[事案の概要]

保険料を滞納する事業所に対して、差押えの事実がないにもかかわらず差押えのオンライン入力処理を行うこと又は、実際に差押えを行った年月日以前の日付で差押えのオンライン入力処理を行うことにより、延滞金計算の基礎となる日数を減少させ、徴収すべき延滞金の額を減額している事案。

2. 調査の結果

(1) 調査方法

平成 17 年 1 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に徴収関係業務に携わった全職員（4,156 名）を対象に不適正な差押えのオンライン入力処理への関与の有無について書面調査を実施。

更に、不適正な差押えのオンライン入力処理が行われた 3,374 事業所の差押調書、滞納処分票及び差押え処理のオンラインジャーナルから事案の担当者及び決裁者（757 名）を特定し、具体的な関与の状況について面談調査を実施した。

(2) 調査結果

① 関与の状況

- 自らの判断で入力した 119 名
- 部下へ入力を指示した 35 名
- 不適正と承知して決裁した 10 名
- 上司に相談のうえ入力処理を行った 20 名
- 上司の指示または前任者からの引継ぎを受けて入力した 118 名
- 入力誤り等の事務処理誤り 70 名
- 関与なし 385 名

② 不適正な差押えのオンライン入力処理に至った動機等

- 納付交渉を円滑に進める（滞納保険料等元本を納付させる）ため
- 事務処理誤り（誤指導）を原因としたトラブル回避のため
- 本来の滞納処分等（滞納処分の執行停止、財産差押え等）の事務処理を省略したいため など

③ 組織的な関与の有無

社会保険庁から地方社会保険事務局あて及び各社会保険事務局から管下の

全社会保険事務所あてに不適正な差押えのオンライン入力処理を指導した事実は確認されなかった。

(3) 延滞金の徴収漏れを発生させた背景事情

徴収職員は、保険料負担の公平を確保するという認識のもと、滞納整理を行っているところであるが、現実問題として、事業主は、延滞金計算の基礎となる日数の起算日が納期限の翌日となることや延滞金の利率（14.6%^(注)）が高いことなどを理由に、延滞金の納付に理解を得ることが困難なケースも多いことなどから、延滞金の徴収率は低率（平成19年度実績30%）となっている。

このような状況の中で、事業主から延滞金の減免を条件に保険料を納付するとの申し出を受けた徴収職員は、延滞金のペナルティとしての性格やその納付可能性と事業運営の基本である保険料収入の確保などを利益考量し、やむを得ず応じたケースも多いものと考えられる。

さらには、滞納を早期に解消したいという職員の意識も加わり、不適正な差押えのオンライン入力による延滞金の徴収漏れを生じさせてしまったケースもあると考えられる。

(注)「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成21年法律第36号）」が平成22年1月より施行され、平成22年以降は、納期限の翌日から3月を経過する日までの間、軽減された率（平成22年については4.3%）が適用される。

3. 追加して延滞金を徴収する必要があることが明らかになった事業所への対応

不適正な差押えのオンライン入力処理により、本来徴収すべき延滞金が減額されている事業所の事業主に対しては、平成20年2月以降、既に納付された延滞金との差額について納付の依頼を行っており、平成21年9月末現在、追加して徴収すべき延滞金約748百万円のうち、38百万円を収納し、209百万円が不納欠損となっている。

4. 再発防止策

(1) 事務処理の改善等

- ① 保険料等を長期に滞納する事業主に対する的確な滞納整理事務を徹底し、適正な債権管理を推進するため、平成19年8月に、差押えについて決裁者及びシステム運用責任者により、入力処理票と差押調書の写しの突合確認を指示する通知を地方社会保険事務局長あて発出した。
- ② また、同年12月に、差押えのオンライン入力処理の手順や決裁方法について明確化を図るための通知を地方社会保険事務局長あて発出した。

(2) 業務監察

不適正な差押えのオンライン入力処理により延滞金の徴収漏れが業務監察において発見できなかったことを踏まえ、検査手法を見直し、不適正な業務処理の早期発見や法令遵守体制の確立を重視した監察を実施している。